

広島県告示第六百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
アンビニュー株式会社	東京都品川区大崎一丁目一番一号	令和七年六月九日	広島県縮景園の入園料	令和七年六月九日から令和八年三月三十一日まで